

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：全世界テーマ別評価「評価結果の横断分析地方給水分野における実践的なナレッジ教訓の抽出」(QCBS)

案件番号：19a00739

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 特記仕様書案
- 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第4章 契約書（案）

2019年12月18日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2020年12月18日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：全世界テーマ別評価「評価結果の横断分析地方給水分野における実践的なナレッジ教訓の抽出」（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年3月上旬 ～ 2021年1月上旬

4. 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

電子メール宛先：prtm1@jica.go.jp

担当者：【契約1課、大垣内 Ogaito.Ayumi@jica.go.jp】

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認する

ことがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2020年1月8日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口のとおり (prtm1@jica.go.jp宛、CC: 担当者アドレス)

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として3営業日以内に当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年1月17日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 持参の場合、機構が受領したことを証明するため、以下のウェブサイト提示される「各種書類受領書」を合わせて提出して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部
注) 見積書はその内訳書とともに密封してください。

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件は、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

また、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2020年1月29日（水） 15時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 212会議室

- 参加される方は身分証明書をお持ちください。会場の収容人数に比較して、参加希望者が多数となる場合は、競争参加関係者を優先します。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年2月14日（金）までに各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果
見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後 2 週間以内に受け取りに来てください。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

（5）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあ

ります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書案に記述されている脚注は、競争参加者がプロポーザル等を作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、競争参加者のプロポーザルの内容及び優先交渉権者との契約交渉を経て、本特記仕様書案は、一定の修正が加えられ、最終的な「契約書附属書Ⅱ」となります。

1. 背景・経緯等

2013年度に実施したテーマ別評価「プロジェクトのPDCAサイクルにおける教訓活用マネジメントの強化策の検討」において、JICAの事後評価で抽出された教訓活用の現状やその課題を分析し、教訓活用マネジメントの強化に向けた具体的な改善提案を整理した。その結果、改善策として「個別プロジェクト教訓の分析・加工（ナレッジ化）¹プロセスの導入による『実用性』の向上」及び「ナレッジ化された教訓のPDCAサイクル上での活用方法」が提案された。これを受け、2014年度より毎年数セクターをテーマとして取り上げ、ナレッジの抽出を行ってきた。

2019年度は上下水道案件をテーマとして取り上げ、当該分野の教訓に関するレビュー（以下「上下水道レビュー」）を行った。この上下水道レビューでは、122の事後評価案件（上水：2010年度以降、下水：2016・17年度の事後評価実施案件）を対象に、教訓の横断分析を行い、その結果、類似性の高い教訓を「ナレッジ教訓」としていくつかを抽出した。

今回の上下水道レビューで得られた考察の中で、特に地方給水分野において追加的な検証をすることでより実践的なナレッジとなることが期待できる以下2点について深堀分析を行うこととした。この2点とは、①事業効果の持続性に寄与する住民組織運営の要因分析、②スペアパーツ調達の課題の類型化である。

また、かねてより、地方給水分野において女性の家事労働の軽減や社会参画については評価指標として一般的に取り上げられるものの、個別案件においてはその詳細検証に至っていないものが多数であった。かかる状況を踏まえ、今回は特に、「JICA事業の介入による女性の社会参加促進への効果検証」を追加検証事項として定め、今後の新規案件における指標設定に資する分析を行うことも目標とする。

以上を「地方給水分野」の2019年度テーマ別評価として取り上げることとし、上記3点において今後のセクター動向も踏まえたより実用的なナレッジ抽出を行うこととした。

2. 業務の目的

地方給水分野の実践的なナレッジ抽出を目的として、以下の3点について深堀分析として効果検証を行う²。

¹ 「ナレッジ」は、「事業の実施等を通じて得られた課題解決に必要な専門性（分野・地域等）に関する経験、知識、情報等（外部組織により得られたものを含む）を基に、現場の状況を踏まえて適用、応用された『知』、並びに、そうした『知』を整理、体系化、理論化して創造された『知』」と定義。なお、「教訓のナレッジ化」とは、「教訓から活用すべきナレッジを創造するプロセス」を指し、そうして想像されたナレッジを「ナレッジ教訓」と呼ぶ。（「テーマ別評価 プロジェクトのPDCAサイクルにおける教訓活用マネジメントの強化策の検討」より）

² 深堀分析テーマは、その他で相応しいテーマがある場合はその調査手法とともにプロポーザルで提案を行うことを認める。プロポーザルでの提案については、契約交渉において、その採否を協議する。

- (1) 住民組織運営を前提とした既存案件における事業効果の持続性に寄与する住民組織運営の要因分析
 - (2) スペアパーツ調達の課題の類型化
 - (3) JICA事業の介入による女性の社会参加促進
- 以上のこの結果を踏まえ、非住民組織運営においても活用が可能なナレッジと、住民組織運営下のみでのナレッジに分類を行い、報告書としてまとめる。

3. 実施方針及び留意事項

- (1) JICA 事業評価制度の理解
JICA事業評価ガイドライン、JICA事業評価ハンドブック、事後評価レファレンス、事業評価年次報告書、個別案件の事後評価報告書を参照の上、JICA協力事業の各スキームの評価項目、評価の視点について十分な理解を求める。
- (2) 既存の調査報告書等の活用
2019年度評価部において実施された上下水道レビュー（個別案件レビュー・教訓の横断的分析（内部資料）を参照のうえ、進めること。
- (3) 現地調査の実施
本調査では、深堀分析の対象案件として、以下の2案件を対象とする。³
 - 1) カンボジア・コンポンチャム州村落飲料水供給計画（無償資金協力）
 - 2) ジブチ・南部地方給水計画（無償資金協力）深堀分析では、カンボジアとジブチにおいて、業務従事者⁴による現地調査を2回（深堀分析の実施と追加情報の収集（深堀分析の結果に係る関係者との意見交換を含む。）実施する。
- (4) ローカルリソースの活用
業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員⁵を確保することとする。
 - ・ 実施機関や関係者、インタビュー対象者等との連絡・調整
 - ・ 既存情報収集の支援
 - ・ サイト視察に係る連絡調整、又は視察の代行
 - ・ 質問状の回収やインタビュー後のフォローアップ

³ ただし、調査の過程で、対象案件を変更する可能性もあるため、現地調査の実施方法等の詳細については、発注者と協議して最終確定することとなる。渡航先が変更となる場合には、旅費等についても変更が必要となるため、契約変更を協議する。

⁴ 業務主任者は、2ヶ国の現地調査に参加することを条件としますので、プロポーザルに反映してください。

⁵ 現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等については、プロポーザルにて提案すること。可能であれば、現地事情に精通し、踏査対象サイトでの調査に支障をきたさず、かつ治安状況の把握も可能な人材を備上することが望ましいと考える。なお、現地調査補助員の備上に係る経費（特殊備人費）については、第3章に示す定額をもって、見積書に計上することを求める。

4. 業務の内容

(1) 既存事後評価のレビュー

上下水道レビュー(個別案件レビュー・教訓の横断的分析の内部資料)のうち、2010年度以降に実施済の地方給水分野の事後評価47案件から、以下の3つの観点からレビューを行う。

- 1) 住民組織運営前提案件における持続性
- 2) スペアパーツ調達の課題
- 3) 女性へのインパクト

(2) 深堀分析の具体的手法の立案

深堀分析の基本方針、実施体制、作業計画(調査方法、工程、要員配置、調査手順等)を深堀分析方針として取りまとめ、発注者に提出し、承諾を得る。

(3) 事業効果の持続性に寄与する住民組織運営の要因分析にかかる留意点

- カンボジア・コンポンチャム州村落飲料水供給計画、及びジブチ・南部地方給水計画を対象として、深堀分析を実施する。
- カンボジア・コンポンチャム州村落飲料水供給計画は2011年に事後評価が行われた地方給水案件であり、総合評価は「非常に高い」。
- 本案件を通じ、建設された深井戸給水施設355基全てに対し、事後評価時まで水・衛生利用組合が設置された。
- 今回の深堀分析においては、水・衛生利用組合の現状を調査することとする。また水・衛生利用組合の内、その活動が継続的に行われている組合とそうではない組合で、それぞれ代表性を有するサイト(各5か所、合計10か所程度を想定)を複数抽出し、その成功要因と失敗要因について分析を行う。加えて、組合の継続が事業効果の継続にどのように影響をしているかについても明らかにする。なお、分析方法は質問票の利用や住民インタビュー等の定性的手法とする⁷。
- また、ジブチ・南部地方給水計画は2018年に事後評価が行われた地方給水案件であり総合評価は「一部課題がある」ものの、他ドナーでは不成功であった水管理組合の設立と運営がJICAのアプローチでは成功したことで、ジブチ農業・畜産・水産・水資源担当省(MEAM-PH)水局では今後の水管理組合導入に向けた好事例として本案件のアプローチを採用するとの報告がある。
- 案件別事後評価結果票において水管理組合の設立と運営の成功要因は①「時間をかけ、ステップを経てコミュニティー内での合意形成と運営体制確立を行った」ことや②「絵や写真等を多用した教材を作成してのトレーニング実施」を挙げている。
- 今回の深堀分析においては本案件で整備された対象サイト(13集落)をすべて踏査し、結果票で掲げられた成功要因・失敗要因の検証を行う。なお、分析方法は質問票の利用や住民インタビュー等の定性的手法とする⁸。

⁷ 定量的手法についても可能であれば行うこととする。定量手法について提案がある場合は具体的にプロポーザルで提案すること。

⁸ 定量的手法についても可能であれば行うこととする。定量手法について提案がある場合は具体的にプロポーザルで提案すること。

(4) JICA 事業の介入による女性の社会参加促進¹⁰にかかる留意点

- カンボジア・コンポンチャム州村落飲料水供給計画及びジブチ・南部地方給水計画を対象¹¹として、深堀分析を実施する。
- 深堀分析では、女性に対する「水汲み労働の軽減」へのインパクトや深井戸位置と家事環境・世帯経済状況の改善との関係等を分析の対象とし、深井戸設置による女性の社会参加促進に関する効果検証を行うものとする。なお、分析方法は質問票の利用や住民インタビュー等の定性的手法とする¹²。

(5) スペアパーツ調達の課題の類型化にかかる留意点

- スペアパーツ調達の課題の類型化については、現地調査が必要な場合は、上述(4)、(5)の現地調査において、同時並行的に行うことを想定。

(6) 現地説明用資料等の作成と実施機関等への説明

- 現地説明用資料、質問票を作成し、発注者の承諾を得る。
- 現地説明用資料を用いて、調査対象実施機関等の関係者へ説明を行い、深堀分析への協力を求める。
- 質問票を基に現地調査(関係者からの聞き取り、サイト視察等)を行う。
- なお、聞き取り調査には選定した住民組織及び住民の他、現地で類似案件にあたる他の援助機関や NGO への聞き取り調査も行うものとする。

(7) 深堀分析の取りまとめ

- 実施した深堀分析をとりまとめ、分析し、深堀分析後のナレッジ教訓案を作成する。また、提言・教訓取りまとめの方向性を検討する。
- 国内にいる業務経験や専門知識が豊富な職員や国際協力専門員、外部専門家などから追加的に有用な情報の収集が見込まれる場合は、インタビュー等による情報収集も可とする。¹³

(8) 追加情報収集と意見交換

- 上述までの結果を踏まえ、調査対象国において深堀に追加で必要となる情報・データを収集する。
- 実施機関や対象地域・国で類似案件を実施しているドナー・NGO 等との間で、本調査による深堀分析の結果共有、意見交換を行う。
- ドナー・NGO 等に対する聞き取り調査については、本調査による深堀分析の結果共有、及び意見交換を行うとともに、上述背景に記載したような地方給

¹⁰ 女性へのインパクトの分析についてはマリ国(無償)「カイ・セグー・モプチ地域給水計画」(評価年:2010年)の特にインパクト(P11~)、Box1.「統計的社会調査手法を用いた事業効果分析結果」(P16)を参照すること。インパクトでは「水汲み労働の軽減」や「女性の収入創出活動や生産活動への参加」についての定性分析がある。また、事業効果分析では深井戸設置によって「女性の家事環境改善」と「世帯の経済状況の改善」が強い相関であるとの結論が導き出されている。

¹¹ 可能な限り、契約交渉にて対象案件を確定し、契約書締結に際しては、対象案件を特定して記載する。

¹² 定量的手法についても可能であれば行うこととする。定量手法について提案がある場合は具体的にプロポーザルで提案すること。

¹³ なお、訪問先、訪問予定者、収集可能と思われる情報等などについて提案がある場合は具体的にプロポーザルで提案すること。(別見積もりにて計上すること)。

水案件の最近のスキームの趨勢や今後の地方給水分野での協力方針など、当該地域及び広くセクターについても広く情報収集を試みることにする。

(9) 報告書のとりまとめ

- 抽出されたナレッジ教訓ごと（計3分野）に、その背景、内容等の詳細を記載したナレッジ教訓シート（全50ページ程度）を報告書ドラフトとして提出する。
- 報告書ドラフトに対しては、機構内のコメントを監督職員がとりまとめ、受注者に提示するため、受注者はこれらコメントを報告書に反映のうえ、最終版を作成し、最終報告書として発注者に提出する。
- これらコメントのとりまとめ及び反映に時間を要するため、報告書ドラフトは、2020年9月上旬をめどに提出することとする。
- 最終化した報告書を基に本ナレッジ教訓の深堀分析に係るパワーポイント資料（20ページ以内）を作成し提出する。

5. 報告書等

本業務の成果品は「テーマ別報告書」及びパワーポイント資料とする。当該報告書等の仕様は以下のとおりとする。なお、成果品の検査が必要となるため、提出時期は2020年12月上旬とする。

- (1) テーマ別報告書 和文1部（簡易製本）及び電子データ（Word）
- (2) パワーポイント資料 和文1部（簡易製本）及び電子データ（Power Point）

以 上

第3章 プロポーザル作成にかかる留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：事業評価／テーマ別評価に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者の配置)の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

業務主任／プロジェクト評価1

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者／プロジェクト評価1)】

a) 類似業務経験の分野：事業評価／テーマ別評価に係る各種業務
なお、地方給水分野の開発援助に係る各種業務があればより望ましい。

b) 対象国又は同類似地域：カンボジア・ジブチ及びその他全途上国

c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2020年3月上旬に調査を開始し、2020年12月上旬に報告書等最終成果品を提出する。

なお、現地での調査は、必要な情報、データの収集を目的とした調査(一回目)

と、収集データの分析内容について発注者との協議を踏まえたのちの、追加情報の収集を目的とした調査（二回目）を想定しています。ただし、競争参加者が提案する調査方法やスケジュールを拘束するものではありません。

（2）業務量の目途と業務従事者構成案

1）業務量の目途

業務量の目途を以下のとおり想定しています。ただし、必ずしも競争参加者の提案業務量を拘束するものではありません。

約 5.8 人月 (M/M)

2）業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- 業務主任者／プロジェクト評価1（2号）
- プロジェクト評価2／コミュニティー開発
- プロジェクト評価3／ジェンダー

（3）現地再委託

本業務については、現地再委託は想定していません。業務の実施方法として、一部業務内容を現地再委託で実施しようとする場合には、その内容・範囲、再委託の方法等について、プロポーザルで提案してください。

（4）相手国便宜供与内容

実施機関からの情報提供、インタビュー対象者の選定及び実施等の便宜が供与される予定です。

（5）その他特記すべき事項

本業務により作成される報告書は、JICAのホームページ上で外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、JICAの個人情報の保護に関する実施細則（平成17年細則（総）11号）等に基づく取扱いとなる。

3. 業務従事者の条件

（1）自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1）共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2）複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

(1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。

・現地調査補助員の傭上（特殊傭人費）：2, 200千円

注) 2ヶ国分です。

(4) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。

(5) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇄バンコク⇄プノンペン（タイ国際航空）

東京⇄ホーチミン／ハノイ⇄プノンペン（ベトナム航空）

東京⇄アジスアベバ⇄ジブチ（エチオピア航空）

東京⇄ドバイ⇄ジブチ（エミレーツ航空）
東京⇄ドーハ⇄ジブチ（カタール航空）
東京⇄パリ⇄ジブチ（エールフランス航空）

- (6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、一般業務費（賃料借料）で計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料として、機材費（機材購入費）に計上してください。

6. 配布資料／閲覧資料等

(1) 公開資料

- 事業評価年次報告書2018
https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2018/index.html
- JICA事業評価ガイドライン（第2版）
<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/>
- JICA事業評価ハンドブック（Ver. 1.1）
<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/>
- 事後評価報告書 カンボジア（無償）「コンポンチャム州村落飲料水供給計画」
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2010_0503700_4_f.pdf
- 事後評価報告書 ジブチ（無償）「南部地方給水計画」
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_1061020_4_f.pdf

(2) 閲覧資料

- 以下、閲覧資料については、JICA評価部(jicaev@jica.go.jp)までご連絡ください。
- 上下水道レビュー（個別案件レビュー・教訓の横断的分析）

別紙：プロポーザル評価表

以上

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4
2. 業務の実施方針等	(50)
(1) 業務実施の基本方針の的確性	20
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	20
(3) 要員計画等の妥当性	10
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—
3. 業務従事予定者の経験・能力	(40)
(1) 業務主任者の経験・能力：業務主任／プロジェクト評価1	(40)
1) 類似業務の経験	15
2) 対象国又は同類似地域での業務経験	7
3) 語学力	5
4) 業務主任者等としての経験	8
5) その他学位、資格等	5

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- 1 業務名称 【テーマ別評価「評価結果の横断分析：地方給水分野における実践的なナレッジ教訓の抽出」】
- 2 対象国名 【全世界】
- 3 履行期間 2000年00月00日から
2000年00月00日まで
- 4 契約金額 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- (5) 附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : 評価部 事業評価第一課の課長
- (2) 分任監督職員 : なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算
第5項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

(1) 第9条 業務関連ガイドライン

「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2018年5月)」を削除し、「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS対応新方式)(2019年4月)」を挿入する。

(2) 第27条 航空賃の取扱い

本条を削除する。

【オプション1：部分払を設定する場合】

(部分払)

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

(1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成

(中間成果品：第〇次中間報告書)

(2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成

(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「契約約款」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。